

平成 29 年 11 月 30 日

## 短期養成課程の指導員養成訓練の受講に係る Q & A

職業訓練指導員資格審査室

### (職業訓練指導員免許に関すること)

Q1 短期養成課程を修了することにより職業訓練指導員免許（以下「指導員免許」といいます。）を取得することができるのですか。

A 短期養成課程を修了後に、職業訓練指導員試験の受験資格がある方は、当校で実施する職業訓練指導員試験相当の指導員養成訓練普通課程担当者資格審査（以下「普通課程資格審査」といいます。）を受験し、合格することにより指導員免許を取得することができます。普通課程資格審査の内容などについては、Q25（能力審査に関すること）以降を参照してください。

なお、Q2 の職業能力開発促進法施行規則第 39 条第 1 号の厚生労働大臣が指定する講習（以下「48 時間講習」といいます。）の受講資格がある方は、能力審査を受験することなく、短期養成課程（「職業能力開発指導力養成コース」に限ります。）修了後に都道府県へ申請することで指導員免許を取得することができます。

48 時間講習受講資格の有無については、各都道府県職業能力開発主管課へお問い合わせください。

Q2 短期養成課程で取得できる指導員免許は、「48 時間講習」で取得できる指導員免許と同じ資格ですか。指導員免許はどこで交付してくれるのですか。

A 指導員免許自体は同じものです。指導員免許取得の手法の違いより、指導員免許が異なることはありません。指導員免許の交付は各都道府県職業能力開発主管課で行っています。

Q3 短期養成課程の修了、指導員免許取得後、機構の職業訓練指導員（以下「指導員」といいます。）として採用することや、就職先をあっせんしてもらえるのですか。

A 当機構では指導員を採用していますが、短期養成課程の修了者を直接採用することや、採用担当者にあっせんすることはしていません。

Q4 普通課程の普通職業訓練担当指導員と専門課程の高度職業訓練担当指導員には、それぞれに指導員免許が必要なのですか。

A 指導員免許が必要なのは、普通課程の普通職業訓練だけです。

短期養成課程修了後に、7つの能力（「職業能力開発指導力」「訓練コーディネート力」「キャリア・コンサルティング力」「問題発見解決力」「マネジメント力」「イノベーション力」「技能・技術力」）を判定する専門課程資格審査に合格することにより、専門課程の高度職業訓練を担当できる資格を得ることができます。（専門課程を担当できる「指導員免許」というものではありません。）

Q5 技能検定1級に合格していると、指導員免許が取得しやすいと聞いたのですが。

A 職業能力開発促進法施行規則46条により、技能検定1級に合格していれば、普通課程資格審査の学科試験科目（系基礎、専攻）及び実技試験が免除となります。短期養成課程の職業能力開発指導力養成コースを修了し、普通課程資格審査を受験することで指導員免許を取得することができます。

#### （短期養成課程の受講の要件・入試等に関すること）

Q6 募集要項や案内パンフレットに受講条件が記載してありますが、自分がどの受講条件にあてはまるのか、受講後にどの指導員免許が取得できるのかがよくわからないのですが。

（参考：受講条件）

- ① 指導員になりたいと思っている者
- ② 公共機関や民間企業に指導員候補として採用された者
- ③ 職業訓練において訓練を担当しようとしている者

（参考：職業訓練指導員免許取得の要件）

- ④ 職業能力開発促進法第30条第3項に定めてある指導員免許試験を受けることができる者
- ⑤ 48時間講習を受けることができる者のうち、まだその講習を受講していない者

A 当校HP上の短期養成課程（指導員訓練）ページ内の「メールでのお問い合わせ」からメールにて相談いただくか、募集要項に様式5「短期養成課程の受講に関する相談内容」（PDF）がありますので、同表にできるだけ詳しく記入いただき、郵送またはメールにて職業能力開発総合大学校（以下「職業大」といいます。）職業訓練指導員資格審査室（以下「資格審査室」といいます。）までお送りください。

おって、受講の可否および取得できる指導員免許等について回答します。

なお、募集要項は当校HPの重要なお知らせまたは課程・専攻・学科等からダウンロードできます。送付先のメールアドレスは、shikakushinsa@uitec.ac.jpです。

Q7 将来的に指導員免許の取得ができればとは考えてはいますが、現時点では単に自身の能力のレベルアップを図りたいと思っています。レベルアップを目的とした受講でも問題ありませんか。

A 受講条件に合致するものがあれば問題ありません。ご不明な点は、資格審査室までお問い合わせください。

Q8 受講に際し入学試験はありますか。

A 学力を測ることを目的とした入学試験はありません。

通学コースを受講される方は、職業大で面接試験がありますが、Webコースを受講される方は書類審査を実施します。

Q9 最低何名の受講申し込みがあれば、開講は保証されますか。

A 基本的に1名でも受講申し込みがあれば、実施いたします。

#### （短期養成課程の制度等に関すること）

Q10 短期養成課程は、「通学コース」とインターネット活用によるWeb訓練を受講する「Webコース」の二通りがあり、内容に違いはありますか。

A 訓練の手法が違うだけで、内容は同じものになります。

Q11 指導員免許の取得にあたり、48時間講習の受講と短期養成課程の受講の違いを教えてください。

A 短期養成課程は144時間（通学コース1か月間、Webコース46日間または77日間）であり、Q1の48時間講習と比較すると長期にわたりますが、指導員に必要な知識を体系的に基礎から応用まで学べるようになっており、高い品質で深い知識を効果的かつ効率的に習得できる内容になっています。

Q12 短期養成課程には、現在3コースが開講されているとありますが、それぞれどのような内容でしょうか。

A 現在、開講しているのは、「職業能力開発指導力養成コース」「訓練コーディネータ力養成コース」「キャリア・コンサルティング力養成コース」の3コースであり、各コースの概要は以下のとおりです。

◆「職業能力開発指導力養成コース」

職業能力開発に関する知識を有し、若年者から高齢者まで幅広い世代の訓練受講者に指導ができ、PDCAサイクルによる職業訓練の運営までを行うことができる能力を習得します。

なお、このコースを修了することにより、普通課程資格審査のうち、指導方法の学科試験が免除になります。

◆「訓練コーディネータ力養成コース」

企業（事業主、在職者）・求職者等の職業能力開発に対するニーズや技術動向の把握、訓練コースの設定及び既存コースの見直し、企業の人材育成計画にかかわる助言等、要望にあった訓練コースの企画・立案ができる能力を習得します。

◆「キャリア・コンサルティング力養成コース」

労働者が職業経験等に応じた職業生活設計を行うため、職業選択や職業訓練等による職業能力の効率的な習得に必要な相談や支援を行うことができる力を習得します。

Q13 キャリア・コンサルティング力養成コースの終了後、国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できますか。

A キャリア・コンサルティング力養成コースは、指導員に必要なキャリア・コンサルティングに関する一定の知識やスキルを習得することはできますが、国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できるものではありません。

Q14 経費（授業料）はどのくらいかかりますか。

A 授業料は1コース当たり46,000円（税込）になります。

その他に、通学コースを遠方から受講される方は、宿泊費（近隣のホテルやウィークリーマンション等）、当校までの交通費、食事等の諸経費がかかります。

Webコースの場合は、通信費がかかります。

また、Q27以降の「普通課程資格審査」等を受験する場合には別途検定料が必要になります。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、授業料が免除される場合がありますので、資格審査室までお問い合わせください。

Q15 受講途中に病気等により訓練の継続ができなくなった場合は、どのような取扱いになるのですか。また、別の日程のコースを代替として受講することはできますか。

A 途中で受講の継続が難しくなった場合は、退学の扱いになります。

この場合、授業料の払戻しはありませんし、他のコースへの代替もできません。再度、申し込みをお願いします。

#### (短期養成課程の訓練内容に関すること)

Q16 Webコースにおいて、特別に受講日時を指定される授業はありますか。

A 職業能力開発指導力養成コースでは、受講者同士の相互評価を実施する授業があり、同授業の日程が指定されることと、その時までには該当する受講科目を終了しておく必要があります。日程が指定されていますが、パソコンの前に待機しておく必要はなく、定められた期間内に相互評価を終了していただければ構いません。開講前に時間割表にて日程をお知らせいたします。

Q17 通学コースは何名くらいの方が受講されているのですか。

A 定員は20名です。

Q18 受講中(通学・Web)の悩みや疑問については、どのように解決すればよいですか。

A 通学の場合、受講生からの相談に対応できるように、担当する教員の中に担任を配置しています。Webの場合、運用上の疑問について専門の運用支援員の配置、関係部署での質問メール対応等フォローアップ体制を構築しています。

Q19 通学コースを受講する場合、職業大の寮に入ることは可能ですか。また、食堂・図書館は利用できますか。

A 短期養成課程の受講者は入寮することはできません。食堂・図書館は利用することができます。

Q20 Webコースにおける標準的な1日の勉強時間を教えてください。

A Webコースは自宅のパソコンもしくは会社のパソコンを活用してオンデマンドでの受講をしますが、標準受講時間が144時間(50分授業を144回)であるため、46日間コースの場合は、平日換算で1日4時間としています。77日間コースの場合は、平日換算で1日2時間としています。両コースともに多少の余裕を設けています。

授業では課題への回答、ビデオ視聴、簡単なミニ質問、インターネットでの情報検索を指示される場合がありますが、課題を作成する時間は標準受講時間には含んでいません。

Q21 Webコースにおいて、平日以外に土日に集中して勉強することを考えています。授業をどんどん先に進むことでも問題ないでしょうか。

A 訓練効果の観点から講座を受講する順番は決まっていますが、標準的な受講時間を超えて先へ進むことでも問題はありません。ただし、教材の公開日以前に受講することはできません。

また、Q16にもあるように職業能力開発指導力養成コースでは、科目の一部に「相互評価」を行う授業があります。この部分では、受講者をグループ分けし同じ時期に一斉に実施する関係で、日程を調整させていただくことがあります。詳しくは、資格審査室にお問い合わせください。

Q22 通学コースの授業時間はどのようになっていますか。

A 通学コースの授業は、土日祝日を除く月曜から金曜まで毎日 8 時 50 分から 16 時 35 分までになります。

Q23 Web コース、通学コースの成績評価はそれぞれどのように行われるのですか。

A Web コースの場合、「教材」ごとに課題レポートが要求されます。課題レポートはパソコン上にアップロードすることにより、教員の手元に届き、採点されます。

受講生が、教材や課題をダウンロードし、課題レポートをアップした後、確認をすることができるよう作られたシステムを使用しており、訓練期間内であればいつでも教材を閲覧し、課題を提出することができますが、科目によっては、課題提出期限が指定される場合があります。最終的に各人の課題を採点し、修了判定を行い、結果を通知します。

通学コースの場合、全ての訓練（授業）に出席、課題等があれば提出することが要求されます。訓練（授業）に対する取り組み状況や課題等を総合的に評価し、修了判定を行い、結果を通知します。

Q24 特徴のある課題・宿題はありますか。

A 職業能力開発指導力養成コースの2つの課題では、教室で学生に教えるストーリーを「指導方法」として計画し、先生役の自分自身をビデオ等で撮影し、その内容をアップして職業大教員から評価を受けるものがあります。詳しくは、資格審査室にお問い合わせください。

#### （能力審査に関すること）

Q25 能力審査の種類を教えてください。

A 能力審査には、次の二種類があります。

##### ①普通課程資格審査

指導員免許を取得するための審査で、職業能力開発促進法施行規則に規定される「職業訓練指導員試験」と同等の内容で実施します。

##### ②専門課程（※1）資格審査

専門課程を担当する能力を認定するための審査で、7つの能力を審査します。

詳しくは、Q4をご覧ください。資格審査室までお問い合わせください。

※1 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学校の1,2年生に相当する課程を「専門課程」と呼びます。

#### （能力審査）

Q26 短期養成課程（機械科）の修了後、能力審査に合格したことから、機械科の指導員免許を取得しました。

この度、勤務先で溶接の実務経験を積んだことにより、溶接科の指導員試験の受験資格についても、得ることができました。溶接科の指導員免許についても取得を希望したいのですが、あらためて短期養成課程（溶接科）を受講しなくてはなりませんか、あるいは、溶接科の能力審査だけを受験することは可能でしょうか。

A 短期養成課程の修了後に、修了訓練科と異なる訓練科の指導員試験の受験資格を取得した場合、修了訓練科と異なる訓練科であっても、能力審査を受験することは可能です。

ただし、訓練科によっては、能力審査の試験の設定等が困難な場合がありますので、事前にご相談ください。

Q27 能力審査の受験は必須ですか。

A 必須ではありません。

Q28 能力審査はいつ・どこで行うのですか。

A①普通課程担当者資格審査は、通学コースの方もWebコースの方も年2回当校（職業大）での実施を予定しています。

②専門課程担当者資格審査は毎年3月に1回のみ、当校（職業大）で実施を予定しています。

いずれも短期養成課程の直近の修了者の方には、事前に案内を差し上げる予定です。

Q29 能力審査について教えてください。

A 職業訓練指導員免許は123種類ありますが、実施予定科については、募集要項の1ページに記載してありますので、そちらを参考にしてください。

上記以外の科を希望する場合は、資格審査室までお問い合わせください。

普通課程資格審査は、職業能力開発促進法にてそれぞれの「科」に定められている次の試験を実施します。①は共通で、②から④までの試験内容は「科」ごとに異なります。

※2

① 指導方法の試験

② 系基礎学科の試験

③ 専攻学科の試験

④ 実技試験

※2 ①から④までの試験には職務経歴等により免除されることがあります。詳しくは資格審査室までお問い合わせください。

Q30 専門課程担当者資格審査はどのような審査を行うのですか。

A 7つの能力（Q4参照）により審査内容が若干異なりますが、学科試験、口頭試問、ロールプレイング、模擬授業があります。

Q31 普通課程資格審査の検定料はいくらですか。受験できなくなった場合、検定料など払い戻ししてくれますか。

A 検定料は個人の受験される科目により若干異なりますが、すべて受験される場合は20,412円（税込）になります。また、当校までの交通費等がかかります。能力審査が受験できなくなった場合、検定料の払い戻しはありません。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、検定料が免除される場合がありますので、資格審査室までお問い合わせください。

Q32 能力審査の過去問題や参考書籍等情報提供してほしいのですか。

A 能力審査の問題は過去問題も含め非公開としています。

能力審査は、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員の実技試験及び学科試験に合格した者と同程度の技能及びこれに関する知識を有することを判定するものになります。

これは、指導員免許に関連する実務経験や所持している資格を含め、これまでに受験者の方が培ってきた指導員に必要な能力を総合的に判定しているものであり、各試験科目における試験対策に類するものは作成しておりませんので、ご了解ください。

また、試験問題の持ち帰りも認めておりません。

Q33 能力審査で不合格となった場合、再度挑戦することはできますか。その場合、一部合格した科目の取扱いはどうなるのですか。また、費用はかかりますか。

A 一部の合格になった教科目が免除となり、不合格となった教科目だけを受験することになります。検定料は受験される科目分をあらためて納入していただくことになります。

Q34 都道府県で職業訓練指導員免許試験を受験して、一部の学科または実技を合格した場合、不合格になった科目を職業大で能力審査として受験することは可能ですか。

A 受験することは可能ですが、当校の「短期養成課程」を受講修了していただく必要があります。詳しくは資格審査室にお問い合わせください。

以上

平成 29 年 4 月 20 日 (改)

平成 29 年 1 月 30 日 (改)